

情報掲載（広告）にあたって

◎原稿提出 期限として、令和6年12月27日（金）までに原稿の提出をお願いいたします。

◎原稿の提出の方法 原則メールにて規定枠内で作成したデータを支給してください。

◎データの完全支給が難しい場合、デザイン作成をご要望の場合はご相談ください。

広告イメージをお伝えいただき、会社ロゴや使用したい画像をお送りいただければデザイン作成が可能です。

掲載媒体：令和7年度「社協のあらまし」について

・「社協のあらまし」は、三田市社協の組織や業務全般、また当年度事業計画等を掲載しています。

・毎年4月に約2,500部程度を発行し、社協に関連の深い、市内の各種団体（区・自治会、民生委員児童委員協議会、地区ふれあい活動推進協議会、当事者組織、市内福祉施設・事業所等）の総会で、配布させていただいています。

※令和6年度は全36ページ、2,500部を発行

【ご連絡先】

三田市社会福祉協議会 総務課

TEL079-559-5940 FAX 079-559-5704



三田市社会福祉協議会 社協広報冊子「社協のあらまし」情報（広告）掲載取り扱いルール

1. 掲載基準①

(1) サイズ

縦：約 12 cm × 横：約 9 cm

(2) 掲載場所

「社協のあらまし」後方ページ

※掲載の順番は、当会にて設定させていただきますのでご了承ください

(3) 情報（広告）掲載条件

社協会費（特別会費） 5 口 25, 0 0 0 円以上

2. 掲載基準②

掲載内容は、事務局において、当会ルールにおいてその内容を審査させていただきます。

その上で、下記の広告掲載基準に該当するものは、掲載することができません。

(1) 情報（広告）掲載基準

①法令に違反するもの

②公序良俗に反する恐れのあるもの

③政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、またはこれに反対する内容のもの

④公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第 3 条に規定する公職にある者を含む）を推薦し、支持し、またはこれに反対するもの

⑤宗教性のあるもの

⑥個人の氏名広告にあたるもの

⑦当会が推奨しているかのような誤解を与える恐れのある表現のもの

⑧その他広告として適当でないと当会が判断するもの

3. 情報（広告）掲載原稿受け渡しについて

（1）5口（25,000円）以上の会費納入を確認した後、社協事務局から問い合わせの連絡を入れ、掲載希望を確認した後、社協事務局よりの原稿作成を依頼します。

（3）情報（広告）掲載内容（写真・イラスト・ロゴも含む）において、掲載基準に基づき修正を求める場合がございます

（4）最終的な原稿の校正確認をお願いします。

※確認後の誤字・脱字等においては、その責任を社協は負いません。

（5）このルールに則り、掲載に支障をきたすと判断した場合は、不掲載としその旨を通知します。